

訪日富裕層を対象とした魅力ある東北発信誘客業務企画提案募集要領

訪日富裕層を対象とした魅力ある東北発信誘客業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名 訪日富裕層を対象とした魅力ある東北発信誘客業務

2 業務目的

近年のインバウンドの急増に伴い、2017年の訪日外国人旅行消費額が4兆円を超えるなど、観光が日本の経済成長の主要産業に変化しつつある中で、東北においてもその効果を最大限に取り込んでいくためには、東北を訪れる外国人の滞在日数や消費額の拡大を図る必要がある。そこで富裕層をターゲットとし、富裕層が価値を感じる東北ならではの質の高いコンテンツやユニークベニューなどを分析・選定したうえで、市場特性に応じた情報発信を強化するとともに、旅行博への出展やモデルコースの開発、旅行商品造成の支援等により、海外富裕層に対する「プレミアムな東北」の認知度の向上や誘客促進を図る。

3 契約期間

契約締結の日から平成32年3月13日まで

4 実施場所

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び仙台市（以下「東北6県及び仙台市」という。）

5 契約の相手方の選定

本業務は、東北6県及び仙台市との連携事業であり、宮城県が幹事県として公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 業務内容

(1) 訪日富裕層向けコンテンツ・ユニークベニューの選定や受入環境の整備

① 富裕層向け国内旅行会社等に対する調査

訪日富裕層向け国内旅行会社や訪日インバウンドのインセンティブツアーを取り扱う国内旅行会社等に対して、アンケートやヒアリング等を行い、訪日富裕層向けコンテンツやユニークベニュー（歴史的建造物や文化施設等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場）に関する情報収集及び分析を行うこと。

なお、調査先は訪日富裕層向け国内旅行会社より5社以上、訪日インバウンドのインセンティブツアーを取り扱う国内旅行会社より5社以上選定することとし、分析においては(1)

④で行う視察や意見交換の内容を踏まえること。

② 富裕層マーケットに関する調査

本業務でターゲットとする英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、中国、台湾、香港、シンガポール（以下、「ターゲット国」という。）における訪日富裕層マーケットの動向調査を海外の富裕層向け旅行会社等に対して実施し、ターゲット国ごとに異なる訪日富裕層のニーズを把握すること。（20サンプル以上）

③ 富裕層向けコンテンツ・ユニークベニューの分析・選定

富裕層向けコンテンツやユニークベニューについては、(1)①及び(1)②の結果ならば

に他の広域連携事業等で集積したデータを有効に活用するとともに、ロコミサイト等との連携による分析を通じて訪日富裕層に訴求力のあるものを選定すること。(分析数350サンプル以上)

また、必要に応じ机上調査、観光受入側の団体等に対するヒアリング等を行うこと。

④ 富裕層向け国内旅行会社、コンシェルジュ協会等関係者による視察等の実施

これまでにターゲット国における訪日富裕層旅行者に対応した実績を持つ日本国内の訪日富裕層向け旅行会社（ランドオペレーター機能を有する会社が望ましい）及びコンシェルジュ協会等の関係者（合計10名以上）による視察を行うとともに、視察行程に意見交換の場を設け、視察先を含めた富裕層旅行者の受入環境に関する課題や意見等を聴取することにより、参加者間の関係性向上や東北への誘客に繋がる旅行商品の造成等を図ること。

(2) 富裕層向け多言語パンフレットの作成

本業務で実施する各種調査、視察、FAM トリップの結果を反映した東北に関する富裕層向け多言語パンフレットを平成32年2月28日（金）までに作成すること。

なお、パンフレットの作成に当たってはコンセプトや具体的な作成スケジュール等を明示すること。

対象言語は、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、簡体字、繁体字とし、合計8万部以上作成（言語ごとの部数は各県・仙台市と調整のうえ確定）すること。また、各言語版のデータでも納品すること。

なお、英語版・フランス語版については ILTM（International Luxury Travel Market）での活用を想定するため早期に作成に着手すること。また、国内での配布・活用を鑑み、日本語のパンフレットデータを作成し平成32年2月28日（金）までに納品すること。

(3) 富裕層向け旅行博への出展

ILTM に出展し、富裕層旅行を取り扱う旅行業界関係者との商談によるネットワーク構築や東北への旅行商品造成を支援するとともに、東北の認知度向上と誘客促進を図ること。

① 出展について

イ ILTM 会場は第一候補をカンヌ（フランス）会場とすること。

ロ 出展に係る申込及び諸手続きを行うこと。

ハ ILTM は富裕層旅行に特化した BtoB 商談会であることから、ターゲット国からの富裕層のインバウンド誘致に積極的な域内の事業者やその組織団体等の協力を想定し、具体的な商談に繋がるよう配慮すること。

② ブースについて

イ 「Treasureland Tohoku Japan」のロゴマークを使用すること。

ロ 東北6県及び仙台市をはじめとした各種観光パンフレットを収集し配置すること。

ハ 来場者からの問い合わせ等に対応するため、インターネット環境を整えること。

ニ その他、ノベルティ等の必要と思われるものを準備すること。

③ 商談について

イ ILTM での活用を鑑み早期に作成した英語版及びフランス語版のパンフレット案もしくは(1)において収集したデータ（コンテンツ画像等含む）に関する経過報告資料（首都圏からの誘客を意識した内容）等を用意し商談先の意見を聴取することで、訪日富裕層が魅力を感じるコンテンツ等を調査し本業務に反映させること。

ロ 本業務の他の取組における成果物等について商談時まで完成が難しい場合は、必要に応じ

資料として準備すること。

(4) 富裕層向けモデルコースの開発や旅行商品造成の支援

① モデルコースの開発

各種調査や視察、FAM トリップ等の結果を踏まえるとともに、首都圏及び北海道等からの誘客にも活用できるモデルコースを開発すること。

(「1泊2日」・「2泊3日」・「3泊4日」で各4コース以上設定)

② FAM トリップの実施

(1)②で示したターゲット国のうち欧州エリアを主なターゲットとして訪日富裕層向け海外旅行会社等の旅行商品造成担当者等による FAM トリップを実施し東北への誘客を図ること。(5社以上)

③ セールスコールの実施

訪日富裕層向け海外旅行会社等に対して旅行商品造成に向けたセールスコール(1回以上)を実施すること。

イ 対象となる旅行会社等については、FAM トリップ及び旅行博出展等の一連の事業との関連性に留意し、選定・連絡・調整を行うこと。

ロ 交通手段(ジャンボタクシー等の借り上げ車両)を手配すること。

ハ セールスコールで使用する資料等の輸送経費を計上すること。

(5) 相乗効果が期待できる独自の提案

上記の業務に加え海外富裕層の入込拡大に繋がる独自の提案を行うこと。

なお、提案にあたっては、他の観光復興対策交付金事業や地域の観光資源を活用したプロモーション事業等との関連性を考慮すること。

《業務の補足説明》

【本業務に係る調整・手配等について】

- 1 視察、旅行博出展、FAM トリップ、セールスコール等に関する手続き及び諸調整を行うこと。
- 2 FAM トリップに係る旅行費用及び宿泊費用については、海外拠点空港等から日本国内視察行程を経て再び海外拠点空港等に戻るまでの旅行を手配し、渡航費及び日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- 3 FAM トリップ参加者等に対しては当該事業に係る旅行傷害保険を手配し、必要な経費を計上すること。
- 4 観光施設等見学費及び添乗員経費を計上し、その際、事前に施設等の撮影許可及び見学費等の調整を行うこと。事業への理解等が得られる施設等の協力を踏まえた提案が望ましい。
- 5 旅行博出展、FAM トリップ、セールスコール等においては通訳(国際会議等での通訳経験がある等通訳能力に長け、かつ東北の観光に関する知識が豊富な者が望ましい)、視察、FAM トリップ等においてはガイド(説明能力に長け、対象となる観光スポットやコンテンツ等に対する知識が豊富な者)をそれぞれ手配し、当該通訳及びガイドに要する経費(交通費、宿泊費、食事代、施設利用料等)を計上すること。また、旅行博における商談の効果を高めるため、必要に応じて東北における富裕層向けのFAM等への参加実績を有するなど、東北の観光に関する知見に基づいた説明が行える者を手配すること。
- 6 宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能なところとする。また、原則一人一部屋とすること。

- 7 宿泊先は、モデルコース等を踏まえ、富裕層向けの施設を1か所以上選定すること。
- 8 特に、視察やFAMトリップ等に関しては、被招請者の安全を確保し、不測の事態を避けるため、あらゆる可能性を考慮しつつ手配業務を行うこと。
- 9 各取組みへの参加者に対してアンケートを実施し、内容を分析し関係者に共有・フィードバックするとともに本業務に活かすこと。

なお、FAM等では参加者にSNSによる情報発信を行ってもらうよう促すこと。

- 10 旅行博出展、セールスコールについてはパンフレット等の輸送費を計上すること。
- 11 パンフレット作成にあたり取材で撮影した写真データ等については、今後商談先等がフリー素材として活用できるようにするため、各県ごとかつテーマ（例えばグルメ、宿泊施設など）ごとに分類し提供すること。

【視察、FAMトリップにおける行程・移動方法について】

- 1 コースは基本的に東北6県（仙台市含む）の周遊コースとすること。
 なお、行程等に関しては事前に東北6県及び仙台市と時間的余裕を持って十分な打合せを行い、各県市の意見等を反映させること。
- 2 行程は東北域内で3泊4日以上とすること。
- 3 行程中の交通手段（専用車等）を手配すること。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

	考慮する目標数値		目指す効果目標数値	
	訪日富裕層向け国内旅行会社等に対する調査	調査先数	10社	富裕層向けコンテンツ数（ユニークベニュー含む）
富裕層マーケットに関する調査	調査対象数	20サンプル		
富裕層向けコンテンツ・ユニークベニューの分析・選定	分析数	350サンプル		
モデルコースの開発	コース数	12コース	—	—
多言語パンフレット作成	作成部数	80,000部	配布枚数	5,000部
富裕層向け国内旅行会社等による視察等	参加者数	10名	旅行商品造成件数 旅行商品予約人数	10本 20名
ILTM出展	商談社数	30社		
富裕層向け海外旅行会社等 FAMトリップ	参加社数	5社		
セールスコール	訪問会社数	5社		

第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - (4) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 企画提案募集開始 | 平成31年4月26日（金） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 平成31年5月10日（金） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 平成31年5月15日（水） |
| 4 企画提案への参加申込期限 | 平成31年5月21日（火） |
| 5 企画提案書の提出期限 | 平成31年5月30日（木） |
| 6 企画提案書の選考 | 平成31年6月 4日（火） |
| 7 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 平成31年6月上旬 |

第4 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
 - (1) 受付期限 平成31年5月10日（金）午後3時まで（必着）
 - (2) 提出方法
 - イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
 - ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
koryu@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部国際企画課）
 - ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。
 - (3) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年5月15日（水）までに宮城県経済商工観光部国際企画課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。
- 2 企画提案への参加申込
 - (1) 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部
 - ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成31年5月21日（火）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県経済商工観光部国際企画課

住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
（宮城県庁行政庁舎14階）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷も可） 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 平成31年5月30日（木）午後3時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 宮城県経済商工観光部国際企画課

住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
（宮城県庁行政庁舎14階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 平成31年6月4日（火） ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 一般社団法人東北観光推進機構 会議室

住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-2-13 仙建ビル8階
電話：022-721-1291

(3) 実施方法

- ・出席者は1提案につき2名以内とする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は、15分以内（説明10分、質疑応答5分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(5) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

（1）業務実施の方向性及び全体計画（配点15点）

- ① 業務実施の体制，方向性，スケジュール，経費配分及び業務の効率性は適切か。（10点）
- ② 広域連携事業として効果的な取組となっているか。（5点）

（2）業務別の内容（配点85点）

- ① 「訪日富裕層向けコンテンツ・ユニークベニユーの選定」については，各ターゲット国における訪日富裕層旅行者市場の特性を踏まえ，各種調査手法や選定・分析手法が効果的な提案となっているか。（15点）
- ② 「受入環境の整備」について富裕層向け国内旅行会社やコンシェルジュ協会等関係者による視察等の取組が参加者間の関係性向上や東北への誘客につながる旅行商品の造成等を図る効果的な企画となっているか。（10点）
- ③ 「富裕層向けに作成する多言語パンフレット」は，高級感があり訪日富裕層向け旅行観光事業者等が活用可能かつ，訪日富裕層が東北を旅行の目的地に決めるにあたり活用しやすい仕様となっているか。（15点）
- ④ 「富裕層向け旅行博（BtoB 商談会）への出展」においては，富裕層マーケットの特徴を考慮し，商品造成につながる具体的な商談とするための提案がなされているか。（15点）
- ⑤ 「富裕層向けモデルコースの開発や旅行商品造成の支援」においては，首都圏等からの誘客にも活用でき各種業務で得られる成果を踏まえたモデルコース設定に向けた提案となっているか。また，FAMトリップならびにセールスコールにおいても商品造成および誘客促進に資する内容で企画提案されているか。（15点）
- ⑥ 「相乗効果が期待できる独自の提案」については，海外富裕層の入込拡大に繋がる効果的な提案がなされているか。（15点）

2 事業費（委託上限額）

本業務に係る事業費（委託上限額）は，6,872,000円（税率8%により算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお，本業務は東北6県及び仙台市の連携事業のため，業務の総額48,104,000円（6,872,000円×7自治体（東北6県及び仙台市分））で提案するものとする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は，応募者を失格とする。

- （1）提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合，又は文意が不明である場合
- （2）本実施要領等に従っていない場合
- （3）選考に参加しなかった場合
- （4）同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- （5）企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- （6）民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- （7）発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は東北6県及び仙台市に帰属するものとし、また、東北6県及び仙台市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て東北6県及び仙台市に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、東北6県及び仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。

また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次東北6県及び仙台市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

訪東北富裕層旅行の現状と課題を分析した上で，課題解決に向けた業務実施の方向性を示し，
(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ① 各種調査の実施手法等
- ② 富裕層向け観光事業関係者による視察等の実施内容
- ③ 富裕層向けパンフレットの内容及び各市場における作成数及び配布場所
- ④ 富裕層向け旅行博（BtoB 商談会）における商談の実施方法
- ⑤ モデルコース開発の手順等
- ⑥ F A Mトリップおよびセールススクールの実施内容（被招請者及び訪問先の選定理由と実施方法）

(6) 東北6県及び仙台市の旅行商品造成及び誘客促進につながる独自の提案

(7) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など，事業の実施体制を記載すること。

(8) 概算見積書

- ① 本業務は東北6県及び仙台市による広域連携事業となることから，宮城県が委託する本業務に対する概算見積書に加え，青森県，岩手県，秋田県，山形県，福島県及び仙台市に対しての概算見積書も合わせて提出すること。
- ② 概算見積書は，業務内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等

A4版片面印刷，表紙と目次を除き，30ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部